

平成22年	9月27日	制定
平成26年	9月25日	改正
平成27年	3月11日	改正
平成28年	5月11日	改正
平成30年	3月19日	改正
令和4年	5月17日	改正

公益財団法人徳島県福祉基金助成金交付規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人徳島県福祉基金（以下「福祉基金」という。）定款第4条に定める事業を推進するため予算の範囲内において、助成金を交付するのに必要な事項を定めるものとする。

(助成事業及び助成対象者)

第2条 福祉基金の助成事業及び助成対象者は、別表第1のとおりとする。

(助成限度額と助成対象外事業及び経費)

第3条 福祉基金の助成限度額は、別表第2のとおりとする。

2 福祉基金の助成対象外事業及び経費は、別表第3のとおりとする。

(助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付の申請をしようとする者（以下「申請団体」という。）は、徳島県福祉基金助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、別に定める期日までに理事長に提出しなければならない。

- (1) 団体の概要
- (2) 事業実施計画書
- (3) 事業収支予算書
- (4) 団体の定款、規約又は会則
- (5) その他理事長が認める書類

(審査)

第5条 理事長は、前条の規定による申請があったときは、公益財団法人徳島県福祉基金審査評価委員会設置規程（平成22年9月27日制定）に定める審査評価委員会（以下「委員会」という。）に意見を聴くものとする。

2 委員会は前項の規定による意見を求められたときは、次の各号に定める事項に基づき助成の妥当性につき審査し、速やかに理事長に意見を述べるものとする。

- (1) 助成の目的が適切であって、かつ、その実施が確実であること。
- (2) 助成金の使途が明確であること。
- (3) 助成事業が営利を目的としない事業であること。
- (4) 申請年度の前年度に同一事業内容で福祉基金からの助成を受けていないこと。ただし、事業の性格上特に必要があると認められるものについては、この限りでない。

(助成金の交付決定)

第6条 理事長は、前条第2項の規定による意見に基づき、助成金を交付すべき者（以下「助成事業者」という。）と認めたときは、助成金の交付を決定し、徳島県福祉基金助成金交付決定通知書（様式第2号）により申請団体に通知するものとする。

(助成の条件)

第7条 理事長は、前条による交付の決定に当たっては、交付の決定を受けた者に対し、必要な条件を付することができるものとする。助成金の交付の決定の条件は、次のとおりとする。

- (1) 助成事業の内容の変更をする場合においては、理事長の承認を受けること。(様式第3号)
- (2) 助成事業を中止、又は廃止する場合においては、理事長の承認を受けること。(様式第3号)
- (3) 助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに理事長に報告して、その指示を受けること。
- (4) 助成事業の実施に当たり、福祉基金の運用による助成を受けていることを明らかにしておくこと。
- (5) 助成金を助成目的以外に使用しないこと。

(助成申請の取下げ)

第8条 助成金交付申請の取下げをすることができる期間は、第6条第1項の規定による通知を受け取った日から30日以内とする。

(助成金の請求及び交付)

第9条 助成金の請求をしようとする者は、助成金の交付の決定を受け取った日以降速やかに助成金交付請求書(様式第4号)を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の規定により請求があったときは、審査の上、助成金を交付するものとする。

(状況報告)

第10条 助成金の交付を受けた者は、理事長の要求があったときは、助成事業の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で理事長に報告しなければならない。

(完了報告)

第11条 助成金の交付を受けた者は、事業の完了後30日以内に徳島県福祉基金助成事業完了報告書(様式第5号)を理事長に提出しなければならない。

2 前項の事業完了報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業実施報告書
- (2) 事業収支報告書
- (3) 領収書等支払を証明する書類
- (4) 事業結果が十分把握できるもの
- (5) その他理事長が必要と認める書類

(助成金の交付決定の取消し)

第12条 理事長は、助成金の交付を受けた者が、助成金の他の用途への使用をし、その他助成事業に関して助成金の交付の内容又はこれに付した条件その他法令等に違反したときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取消することができる。

(助成金の返還)

第13条 理事長は、前条の規定により決定を取消したときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 理事長は、第11条に規定する事業完了報告書の事業収支報告書において助成金に係る余剰金が生じたときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(会計帳簿等の整備)

第14条 助成事業者は、助成金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、当該

事業年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

(指導及び監査)

第15条 理事長は、助成事業者に対し、助成事業が適正かつ効果的に実施されるよう指導及び監査を実施することができる。

(助成事業者等の公表)

第16条 理事長は、助成金の交付決定を行ったとき及び助成事業の完了報告を受けたときは、福祉基金のホームページにおいて、助成事業者、助成事業内容及び助成額を公表するものとする。

(補則)

第17条 この規程に定めるもののほか、助成金交付に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (平成22年9月27日制定)

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 財団法人徳島県福祉基金助成金交付要綱(昭和58年4月1日制定)は廃止する。

附 則 (平成26年9月25日改正)

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月11日改正)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年5月11日改正)

この規程は、理事会の同意があった日から施行し、平成29年度助成事業費から適用する。

附 則 (平成30年3月19日改正)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年5月17日改正)

この規程は、令和4年6月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

助成事業及び助成対象者

助成事業	助成活動内容	助成対象者
1 新たな地域福祉の展開に寄与する先駆的・モデル的事業	<ul style="list-style-type: none"> ・独身男女の出会い・結婚を支援する活動 ・子育て支援を図る活動 ・高齢者の生きがいつくりや社会参加を図る活動 ・障がい者のスポーツ、芸術の振興、自立と社会参加を図る活動 ・外国人が住みやすい地域づくりや社会参加を図る活動 ・ユニバーサルデザインによるまちづくりを推進する活動 ・その他社会福祉の発展及びSDGs（持続可能な開発目標）の達成に寄与する活動 	徳島県内において、社会福祉の振興に寄与する事業を行う団体（法人格の有無は問わないが非営利団体であること。）
2 直面する地域福祉課題解決のための企画提案事業		
3 地域活動支援センター等利用者の社会参加促進事業	・地域活動支援センター等利用者の社会参加を行う活動	徳島県内の地域活動支援センター及び障がい者地域共同作業所

別表第2（第3条関係）

助成限度額等

助成事業	助成限度額等
1 新たな地域福祉の展開に寄与する先駆的・モデル的事業	助成限度額：1団体につき70万円以内 対象経費：助成事業を実施するために必要な経費
2 直面する地域福祉課題解決のための企画提案事業	
3 地域活動支援センター等利用者の社会参加促進事業	助成限度額：1団体につき10万円以内 対象経費：助成事業を実施するために必要な経費

別表第3（第3条関係）

助成対象外事業及び経費

<ul style="list-style-type: none"> (1) 国や地方公共団体が主催（共催）の事業、又は国や地方公共団体の助成を受ける事業 (2) 既存事業（自主財源による事業を除く。）で財源振替と認められる事業 (3) 申請年度の前年度に同一事業内容（地域活動支援センター等利用者の社会参加促進事業を除く。）で福祉基金からの助成を受けた事業 (4) 取得経費（土地、建物等）、施設整備経費、法人又は団体の運営経費（職員給与、役員報酬、家賃、食糧費、光熱水費等）、備品購入経費（車、パソコン等）、大会運営経費等 (5) 他の団体等に寄付する金品の財源として利用すること。
--

第 年 月 号
日

公益財団法人 徳島県福祉基金
理事長 殿

住 所
団体名
代表者 職 氏名 ⑩
電話番号

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称 〕

年度 徳島県福祉基金助成金交付申請書

年度徳島県福祉基金助成金の交付を受けたいので、公益財団法人徳島県福祉基金助成金交付規程第4条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 助成事業名
- 2 助成活動内容
- 3 助成申請額 円
- 4 関係書類
 - (1) 団体の概要（別紙1）
 - (2) 事業実施計画書（別紙2）
 - (3) 事業収支予算書（別紙3）
 - (4) 団体の定款、規約又は会則

団 体 の 概 要

申請団体	住 所	(〒 -)			
		電 話			
		ファクシ			
		メール			
	ふりがな				
	団 体 名				
申請団体の概要	ふりがな				
	代表者氏名				
	ふりがな				
	担当者氏名				
	設立年月日	※ 明・大・昭・平	年	月	日
	法人格の有無	※ 有・無 (有りの場合)			
活動の対象	※ 高齢者・知的障がい(児)者・身体障がい(児)者 ・その他 ()				
主な活動内容 ・活動実績					
※のある欄 は該当する ものを○で 囲む。	主な活動地域				
	公的補助金・ 民間助成金等	※ 公的補助金及び民間助成金等の有無 (有・無)			
		現在の状況	助成機関等の名称	金額 (円)	対象となる事業
		※ 決 定 ※ 申請中 ※ 申請予定			
助成事業	前年度の実施 事業内容	助成事業名 助成活動内容 内 容			
	前年度決算額	収入：	円	支出：	円
	今年度予算額	収入：	円	支出：	円

事業実施計画書

1 助成事業名	
2 助成活動内容	
3 事業の目的及び効果	① 現状、問題点など事業を実施する背景
	② 事業実施により期待される具体的効果
4 事業の内容	(時期・場所・対象など、事業の具体的内容を記入してください。)

※ 事業の必要性、効果等について記載欄で不十分な場合は、別添資料として添付してください。

(別紙3)

事業収支予算書

1 収入の部

(単位：円)

科 目	予 算 額	摘 要
助 成 申 請 額		
自 己 資 金		
補 助 金 ・ 助 成 金		
寄 附 金		
参 加 費		
そ の 他 資 金		
合 計		

2 支出の部

(単位：円)

科 目	予 算 額	摘 要
合 計		

※ 収入欄は、助成申請額以外の自己資金等の収入額も記載してください。
支出欄は、申請事業全体の予算額を経費項目ごとに記載してください。

第 号
年 月 日

殿

公益財団法人 徳島県福祉基金
理事長

年度 徳島県福祉基金助成金交付（変更）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました 年度徳島県福祉基金助成金については、公益財団法人徳島県福祉基金助成金交付規程第6条の規定に基づき、次のとおり交付（変更）決定します。

1 助成事業名

2 助成活動内容

3 交付（変更）決定額 円

4 交付の条件

- (1) 助成事業の内容を変更する場合には、理事長の承認を受けること。
- (2) 助成事業を中止、又は廃止する場合には、理事長の承認を受けること。
- (3) 助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合には、速やかに理事長に報告して、その指示を受けること。
- (4) 助成事業の実施に当たり、福祉基金の運用による助成を受けていることを明らかにしておくこと。
- (5) 助成金を助成目的以外に使用しないこと。

第 年 月 号
年 月 日

公益財団法人 徳島県福祉基金
理事長 殿

住 所
団体名
代表者 職 氏名 ⑩
電話番号

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称 〕

年度 徳島県福祉基金助成事業変更等承認申請書

年 月 日付け徳福基第 号で交付決定のありました平成 年度徳島県福祉基金助成事業について、次により（変更・中止・廃止）したいので、ご承認くださるよう申請します。

- 1 助成事業名
- 2 助成活動内容
- 3 （変更・中止・廃止）の理由
- 4 （変更・中止・廃止）の内容
- 5 関係書類
助成事業変更予算書（別紙）

(別紙)

助成事業変更予算書

1 収入の部

(単位：円)

科 目	変更後予算額	変更前予算額	摘 要
助成申請額			
自己資金			
補助金・助成金			
寄附金			
参加費			
その他資金			
合 計			

2 支出の部

(単位：円)

科 目	変更後予算額	変更前予算額	摘 要
合 計			

※ 変更前予算欄は、事業収支予算書の予算額と一致します。
摘要欄には、変更内容を付してください。

助成金交付請求書

年度徳島県福祉基金助成金（決定通知 徳福基第 号）を交付されるよう請求します。

記

- 1 助成事業名
- 2 助成活動内容
- 3 交付決定額 円
- 4 今回請求額 円

助成金振込先

金融機関名	銀行	支店
預金種別		
口座番号		
ふりがな		
名		義

年 月 日

公益財団法人 徳島県福祉基金
理事長 殿

住所
団体名
代表者 職 氏名 ㊞

第 年 月 号
日

公益財団法人 徳島県福祉基金
理事長 殿

住 所
団体名
代表者 職 氏名
電話番号

㊟

〔 法人にあっては、主たる事務所の
所在地及び名称 〕

年度 徳島県福祉基金助成事業完了報告書

公益財団法人徳島県福祉基金助成金交付規程第11条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

- 1 助成事業名
- 2 助成活動内容
- 3 交付決定額 円
- 4 精算額 円
- 5 関係書類
 - (1) 事業実施報告書（別紙1）
 - (2) 事業収支報告書（別紙2）
 - (3) 領収書等支払を証明する書類
 - (4) 事業結果が十分把握できるもの（写真、パンフレット等）

事業実施報告書

事業実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日
助成事業名	
助成活動内容	
事業内容	
結果概要 ※参加者数を記載すること。	

事業収支報告書

1 収入の部

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	摘 要
交 付 決 定 額			
自 己 資 金			
補 助 金 ・ 助 成 金			
寄 附 金			
参 加 費			
そ の 他 資 金			
合 計			

2 支出の部

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	摘 要
合 計			

※ 支出欄は、助成事業全体の決算額を経費項目ごとに記載してください。

※ 予算額欄は、事業収支予算書と一致します。

※ 予算額と決算額との間に差額が生じた場合（軽微と認められる場合を除く。）は、摘要欄に理由を付してください。

